

## ひとり親世帯等の保育料負担軽減の拡充について

### 1 概 要

平成 29 年 3 月 31 日に公布された子ども・子育て支援法施行令の一部改正による、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を踏まえ、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減措置を拡充する。

### 2 改正の内容

世帯年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等（ひとり親世帯、障害のある保護者または子どものいる世帯等）の経済的負担の軽減を図るため、認可保育園、区立幼稚園及び認定こども園保育料に係る負担軽減措置を以下のとおり拡充する。

支給認定	対象世帯の基準	現行	改正後
1 号	住民税所得割額 77,101 円未満	第 1 子：6,000 円 第 2 子以降：無償	第 1 子：3,000 円 第 2 子以降：無償
2 号 3 号	住民税所得割額 85,000 円未満 (C～D4 階層)	第 2 子以降：無償	第 1 子：百分の五十 第 2 子以降：無償

### 3 適 用

平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用